日本年金機構設立委員会（第11回）

－議事次第－

平成２１年７月２８日（火）１６時～

於：厚生労働省17階　専用第18～20会議室

１　開会

２　議事

日本年金機構の滞納処分等実施規程

日本年金機構の中期目標、中期計画、年度計画

その他

３　閉会

【資料一覧】

資料１　滞納処分等実施規程について（案）

資料２　日本年金機構滞納処分等実施規程（案）

資料３　日本年金機構の中期目標、中期計画、年度計画について（案）

参考資料　日本年金機構の愛称・シンボルマークについて

日本年金機構設立委員会委員名簿

資料1

滞納処分等実施規程について（案）

平成２１年７月２８日

１．滞納処分等実施規程について ・・・ 1
２．滞納処分等実施規程に記載する事項（案） ・・・ 1
３．滞納処分等実施規程の構成（案） ・・・ 2
４．滞納処分等実施規程（案）の概要 ・・・ 2

（参考）・厚生年金保険・健康保険の徴収事務の流れ ・・・ 6
・国民年金の徴収事務の流れ ・・・ 7
関係条文 ・・・ 8

1. 滞納処分等実施規程について

権力的な性格を有する滞納処分について、行政機関ではない日本年金機構に行わせるに当たり、

①当該業務の公正性、客観性を担保するための措置
②行政機関の監督体制を確保するための措置

のひとつとして、機構は「滞納処分等実施規程」を定め、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、当該規程に従い、滞納処分等を行うものとされている。

2. 滞納処分等実施規程に記載する事項

滞納処分等実施規程には、法律上、「差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項」を記載することとされており、厚生労働省令で定める予定の事項は、以下のとおり。

①滞納処分等の実施体制
②滞納処分等の認可申請
③滞納処分等の実施時期
④財産の調査
⑤差押えを行う時期
⑥差押財産の選定
⑦財産の換価
⑧納付及び換価の猶予
⑨その他滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要な事項

3. 滞納処分等実施規程の構成（案）

滞納処分等実施規程は、全５章、３１条により構成

第１章　総則（第１条－第７条）
第２章　滞納処分等（第８条－第２３条）
第３章　納付の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止（第２４条－第２６条）
第４章　厚生労働大臣による権限の行使（第２７条）
第５章　雑則（第２８条－第３１条）
附則

4. 滞納処分等実施規程（案）の概要

①滞納処分等の実施体制（第６条関係）

機構が行う滞納処分等は、厚生労働大臣の認可を受けて、理事長が任命する職員（徴収職員）が行わなければならない。

徴収職員は年金事務所及び地方ブロック本部に配置し、年金事務所に配置された徴収職員は、原則として、管轄区域内に所在する事業所若しくは事務所を有する納付義務者又は居住地を有する納付義務者に係る滞納処分等を実施する。

なお、滞納処分等の効率的かつ効果的な実施のため必要があると認めるときは、配置された年金事務所の管轄区域外に所在する事業所若しくは事務所を有する納付義務者又は居住地を有する納付義務者に係る滞納処分等を実施することができるものとする。

また、地方ブロック本部に配置された徴収職員は、原則として、管轄する年金事務所が実施する滞納処分等のうち処理困難なものについて、年金事務所の徴収職員と共同して滞納処分等を実施する。

なお、滞納処分等の効率的かつ効果的な実施のため必要があると認めるときは、配置された地方ブロック本部の管轄区域外に所在する事業所若しくは事業所を有する納付義務者又は居住地を有する納付義務者に係る滞納処分等を実施することができるものとする。

②滞納処分等の認可申請（第９条関係）

【通常分】

・機構は、国税滞納処分の例による処分に関する要件を満たす保険料等について、毎月一定時期を定めて、厚生労働大臣に対して滞納処分等の認可の申請をしなければならない。

（注１）国税滞納処分の例による処分に関する要件
①滞納者が督促を受け、その督促に係る保険料をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき
②納税者が督促状に指定する期限（繰上請求の保険料については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき

（注２）督促の要件
厚年・健保：納期限を経過した全ての保険料について、期限を指定して督促を行わなければならない。
国年：納期限を経過した複数月の保険料について、期限を指定して督促を行うことができる。

【緊急分】

○　厚生年金、健康保険料等

・繰上徴収の要件を満たす場合には、速やかに、厚生労働大臣に対して滞納処分等の認可の申請をしなければならない。

○　国民年金保険料等

・次に掲げる要件に該当する場合には、督促状の発送手続を行い、督促状に指定する期限を経過し、かつ、納付が確認できない場合は、速やかに、厚生労働大臣に対して滞納処分等の認可の申請をしなければならない。

一　納付義務者が国税、地方税その他公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき
二　納付義務者が強制執行を受けるとき
三　納付義務者に帰属する財産に競売の開始があったとき
四　納付義務者が破産手続開始の決定を受けたとき

③滞納処分等の実施時期（第１０条関係）

機構は、厚生労働大臣の認可を受けた後、以下に掲げる事由のいずれかに該当すると判断された場合に、滞納者に対して速やかに滞納処分等を実施しなければならない。

一　社会保険各法に規定する保険料等について、督促状に指定する期限までに完納されない場合で、納付督励を行ったにもかかわらず、自主納付による滞納解消の見込みが認められないとき
二　厚生年金、健康保険料等について、繰上徴収を行った場合で、指定する期限までに完納されないとき
三　国民年金保険料等について、緊急分として手続きを行った督促状に指定する期限までに保険料等が完納されない場合
など

④財産の調査（第１３条関係）

滞納処分の実施に当たっては、滞納者が差押えの対象となる財産を所有しているか、更に、滞納者の所有している財産の価額、譲渡性その他において、差し押さえることが適当であるかなどについて調査を行わなければならない。

財産調査の実施に当たっては、帳簿等の確実な調査及び捜索を実施するとともに、金融機関や官公署等の調査を実施する場合においても、文書照会にとどまることなく、できる限り調査先に赴いて、深度ある調査を行わなければならない。

⑤差押えを行う時期（第１５条関係）

機構は、財産の差押えの実施に当たっては、督促状とは別に財産を差し押さえる旨を事前に通知又は納付の履行の確認をしなければならない。

当該通知又は納付催告をした場合においてもなお自主納付による滞納解消の見込みが認められないときは、速やかに差押えを行わなければならない。

⑥差押財産の選定（第１７条関係）

差押財産の選定は、徴収職員が次に掲げる事項に留意の上、行うものとする。

一　第三者の利権を害することが少ない財産であること

二　滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること

三　換価に便利な財産であること

四　保管又は引揚げに便利な財産であること

差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。

⑦財産の換価（第２１条関係）

差押財産の換価は、滞納者にとっては、自己の意思にかかわらず、強制的に財産を換価されることとなる。

また、その財産の上に抵当権、賃借権などを有する権利者にとっては、それらの権利が換価により消滅することとなるなど、差押財産の換価は、これらの者の権利及び利益に法律上及び事実上の重大な影響を及ぼすことから、次に掲げる事項に留意し、適正に実施しなければならない。

一　画一的に実施するのではなく、他に適切な滞納整理の方途がある場合にはその方法によるなど、滞納者の個々の実情を踏まえた上で、対象事案を適切に選定する

二　可能な限り高価有利に売却するため、公売広報の充実及び買受希望者の利便性の向上を図ることにより、可能な限り多くの人が公売に参加できる環境を整備し、公売市場の拡充に努める

⑧納付及び換価の猶予（第２４条、第２５条関係）

納付の猶予は、災害等、保険料の納付を困難にする一定の事由が生じた場合に、納付義務者の申請に基づき行うものであり、適正に執行しなければならない。

換価の猶予は、納付の猶予を受けている保険料等を除き、財産を直ちに換価することにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがある場合、又は、その執行を一定期間猶予する方が徴収上有利と認められる場合になどに、適正に執行しなければならない。

⑨その他滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要な事項

（滞納処分の執行停止）（第２６条関係）

滞納処分の執行停止は、滞納者につき、滞納処分を執行することができる財産がない場合、滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある場合又はその所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明である場合に、適正に執行しなければならない。

（参考）

≪厚生年金保険・健康保険の徴収事務の流れ≫

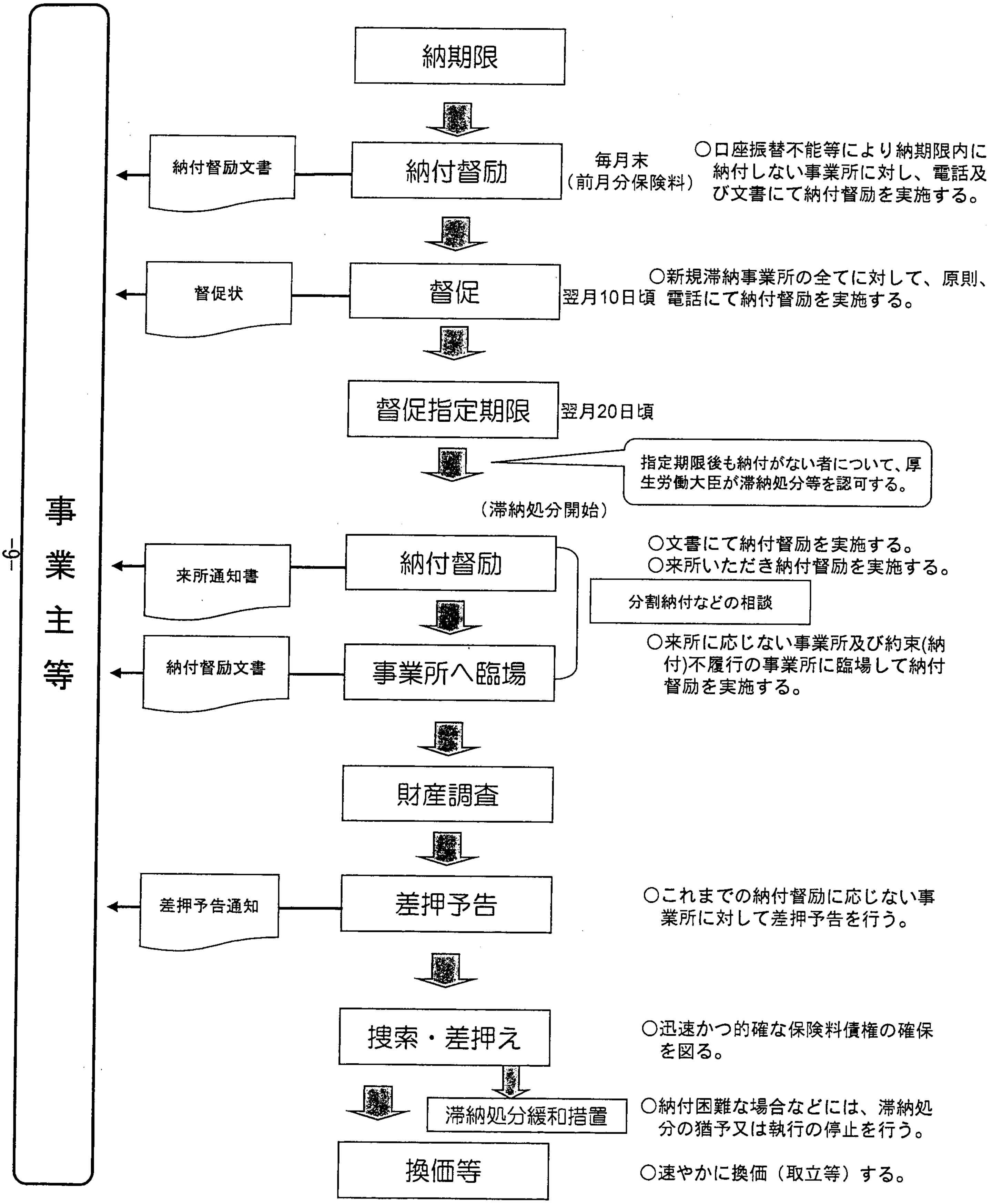

≪国民年金の徴収事務の流れ≫

納付書発送
4月上旬
（一括納付分、毎月納付分）

↓

納　期　限
翌月の末日までに納付

↓

催告状発送
発行は各事務所の計画による

↓

納付督励
○電話納付督励
○面談（戸別訪問）による督励
○呼出（集合徴収）案内

↓

↓（国民年金保険料に係る強制徴収の対象となる者）

最終催告状発送
納付指定期限は最終催告状の送付の日から起算して１０日以上経過した日
※一定以上の所得があるにもかかわらず、度重なる納付督励にも応じない未納者

↓

納付督励
呼出や戸別訪問等による納付督励
※納付についての意思を確認する

↓

督促状発送
督促指定期限は督促状を発する日から起算して１０日以上経過した日
※最終催告状の指定期限までに納付等がない者
※督促に係る未納保険料の納付書を併せて送付

↓

督促指定期限
指定期限後も納付がない者について、厚生労働大臣が滞納処分等を認可する。

↓（滞納処分開始）

財産調査
金融機関、官公署等調査

↓

差押予告通知
差押えについて最終通告

↓

差押え執行
差押調書謄本の交付又は差押書の送達
※財産の差押えを執行する。

↓

滞納処分緩和措置
滞納処分の猶予又は執行の停止
※滞納処分の対象となる財産がないこと又は納付困難な場合

↓

換　価　等
※速やかに換価（取立等）を行う。

【関係条文】

厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）～抜粋～

（保険料等の督促及び滞納処分）

第８６条　保険料その他この法律（第９章を除く。以下この章、次章及び第７章において同じ。）の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第８５条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

２　前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

３　前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法第１８０条の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による督促状に併記して、発することができる。

４　第２項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して１０日以上を経過した日でなければならない。ただし、第８５条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

５　厚生労働大臣は、納付義務者が次の各号の一に該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

一　第２項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき。

二　第８５条各号の一に該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

６　市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、徴収金の１００分の４に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

（機構が行う滞納処分等に係る認可等）

第１００条の６　機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第１項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

２　前項の徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

３　機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（滞納処分等実施規程の認可等）

第１００条の７　機構は、滞納処分等の実施に関する規程（以下この条において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

３　厚生労働大臣は、第１項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。

国民年金法（昭和３４年４月１６日法律第１４１号）～抜粋～

（督促及び滞納処分）

第９６条　保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

２　前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

３　前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して１０日以上を経過した日でなければならない。

４　厚生労働大臣は、第１項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

５　市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、徴収金の１００分の４に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

６　前２項の規定による処分によつて受け入れた金額を保険料に充当する場合においては、さきに経過した月の保険料から順次これに充当し、１箇月の保険料の額に満たない端数は、納付義務者に交付するものとする。

（機構が行う滞納処分等に係る認可等）

第１０９条の６　機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第１項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

２　前項の徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

３　機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（滞納処分等実施規程の認可等）

第１０９条の７　機構は、滞納処分等の実施に関する規程（以下この条において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

３　厚生労働大臣は、第１項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。

※　健康保険法、船員保険法も同様の規定あり。

日本年金機構法（平成１９年法律第１０９号）附則～抜粋～
（設立委員等）
第５条　厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。
２　（略）
３　設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
４・５　（略）

日本年金機構法附則第５条第３項に規定する厚生労働省令で定める規則等を定める省令（平成２０年厚生労働省令第１６４号）～抜粋～
（法附則第５条第３項の認可を要する規則等）
第１条　日本年金機構法（以下「法」という。）附則第５条第３項の厚生労働省令で定める規則は、次に掲げる規則とする。
一　法附則第１９条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第１００条の７第１項に規定する滞納処分等の実施に関する規程
二　法附則第２０条の規定による改正後の国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１０９条の７第１項に規定する滞納処分等の実施に関する規程
三　法附則第２３条の規定による改正後の健康保険法（大正１１年法律第７０号）第２０４条の４第１項に規定する滞納処分等の実施に関する規程
四　法附則第２５条の規定による改正後の船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１５３条の４第１項に規定する滞納処分等の実施に関する規程
五　法附則第６１条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成１６年法律第１６６号）第３２条の４第１項に規定する滞納処分等の実施に関する規程
六　法附則第６９条の２の規定による改正後の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成１９年法律第１３１号）第１９条第１項に規定する滞納処分等の実施に関する規程
２　（略）

国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）～抜粋～
（身分証明書の呈示等）
第１４７条　徴収職員は、この款の規定により質問、検査又は捜索をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
２　この款の規定による質問、検査又は捜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

資料２

日本年金機構滞納処分等実施規程（案）

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第１００条の７第１項、国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１０９条の７第１項、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第２０４条の４第１項、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１５３条の４第１項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成１６年法律第１６６号）第３２条の４第１項、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成１９年法律第１３１号）第１９条第１項及び児童手当法施行令（昭和４６年政令第２８１号）第　条第　項の規定に基づき、日本年金機構（以下「機構」という。）が行う滞納処分等について、公正かつ確実な実施を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

（滞納処分等において準用する法令）

第２条　滞納処分等においては、別に定める場合を除き、国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）、同法施行令（昭和３４年政令第３２９号）、同法施行規則（昭和３７年大蔵省令第３１号）、国税通則法（昭和３７年法律第６６号）、同法施行令（昭和３７年政令第１３５号）、同法施行規則（昭和３７年大蔵省令第２８号）その他の国税徴収に関する諸法令（当該諸法令に係る通達を含む。）（以下「準用法令等」という。）を準用する。

（用語の意義）

第３条　この規程において使用する用語の意義は、別に定める場合を除き、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法（昭和４６年法律第７３号）、健康保険法、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律その他社会保険に関する諸法令及び諸規程（以下「社会保険法令等」という。）並びに準用法令等に規定する用語の意義によるものとする。

（法令等の遵守）

第４条　機構は、社会保険法令等に定める保険料、拠出金及び徴収金（以下「保険料等」という。）を滞納する者（以下「滞納者」という。）に対して、社会保険法令等及び準用法令等を遵守し、公正かつ適正に滞納処分等を実施しなければならない。

（目標の設定及び業務実績報告）

第５条　機構は、毎事業年度、当該事業年度の開始前に滞納処分等に関する計画を策定し、当該計画の達成に向け、効率的かつ効果的に取り組まなければならない。

２　機構は、前項の計画に基づく取組の実績について、毎事業年度終了後３月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。

（滞納処分等の実施体制）

第６条　機構が行う滞納処分等は、社会保険法令等の規定により、厚生労働大臣の認可を受けて、理事長が任命する職員（以下「徴収職員」という。）が行わなければならない。

２　理事長は、徴収職員に対し、社会保険法令等に規定する収納を行う職員の任命を行うものとする。

３　徴収職員は、年金事務所及び日本年金機構法（平成１９年法律第１０９号）第４条第２項に規定する従たる事務所（以下「地方ブロック本部」という。）に配置するものとする。

４　年金事務所に配置された徴収職員は、原則として、配置された年金事務所が管轄する区域内に所在する事業所若しくは事務所を有する納付義務者又は居住地を有する納付義務者に係る滞納処分等を実施するものとする。ただし、滞納処分等の効率的かつ効果的な実施のため必要があると認めるときは、配置された年金事務所の管轄区域外に所在する事業所若しくは事務所を有する納付義務者又は居住地を有する納付義務者に係る滞納処分等を実施することができる。

５　地方ブロック本部に配置された徴収職員は、原則として、地方ブロック本部が管轄する年金事務所の徴収職員が実施する滞納処分等のうち、処理困難なものについて、年金事務所の徴収職員と共同して滞納処分等を実施するものとする。ただし、滞納処分等の効率的かつ効果的な実施のため必要があると認めるときは、配置された地方ブロック本部の管轄区域外に所在する事業所若しくは事務所を有する納付義務者又は居住地を有する納付義務者に係る滞納処分等を実施することができる。

（徴収職員証票等の交付等）

第７条　理事長は、徴収職員に徴収職員証票及び収納職員証票（以下「徴収職員証票等」という。）を交付しなければならない。

２　徴収職員は、国税徴収法第１４７条の規定に基づき徴収職員証票等を携帯するとともに、滞納者等から請求があったときは、これを呈示しなければならない。

３　徴収職員は、徴収職員証票等をき損若しくは紛失した場合には、速やかに年金事務所長又は地方ブロック本部長にその旨を申し出なければならない。

第２章　滞納処分等

第１節　通則

（国民年金保険料に係る督促）

第８条　機構は、国民年金保険料の滞納者（連帯納付義務者を含む。）の市区町村から提供を受けた所得情報及び戸別訪問等による納付督励の結果を踏まえ、十分な納付負担能力がありながら、度重なる納付督励等を行っても納付の履行がない者に対して、最終催告状を発送するものとする。

２　機構は、前項の最終催告状を発送した後、更なる納付督励を行っても納付又は納付意思が確認できない者に対して、国民年金法第９６条第１項に基づく督促を行うものとする。

（滞納処分等の認可申請）

第９条　機構は、国税滞納処分の例による処分（以下「滞納処分」という。）に関する要件を満たす保険料等（既に滞納処分等に係る厚生労働大臣の認可を受けたものを除く。）について、毎月一定時期を定めて、厚生労働大臣に対して滞納処分等の認可の申請をしなければならない。

２　機構は、前項の規定にかかわらず、厚生年金保険法、児童手当法、健康保険法、船員保険法及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に規定する保険料又は拠出金の繰上徴収の要件を満たす場合には、当該保険料又は拠出金について、速やかに、厚生労働大臣に対して当該認可の申請をしなければならない。

３　機構は、第１項の規定にかかわらず、国民年金法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に規定する保険料又は徴収金の徴収において、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、直ちに督促状の発送の手続を行い、督促状に指定する期限を経過した後も納付が確認できない場合には、速やかに、当該保険料又は徴収金について、厚生労働大臣に対して滞納処分等の認可の申請をしなければならない。

一　納付義務者が国税、地方税その他公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき。

二　納付義務者が強制執行を受けるとき。

三　納付義務者に帰属する財産に競売の開始があったとき。

四　納付義務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

（滞納処分等の実施時期）

第１０条　機構は、前条の申請に係る厚生労働大臣の認可を受けた後、次に掲げる事由のいずれかに該当すると判断された場合は、滞納者に対して速やかに滞納処分等を実施しなければならない。

一　前条第１項に規定する保険料等について、督促状に指定する期限までに完納されない場合で、納付督励を行ったにもかかわらず、保険料等の滞納を解消する具体的

な納付計画の提示がなく、納付を拒否するなど、自主納付による滞納解消の見込みが認められないとき。

二　前条第２項に規定する保険料又は拠出金について、繰上徴収を行った場合で、指定する期限までに完納されないとき。

三　前条第３項に規定する保険料又は徴収金について、督促状に指定する期限までに完納されない場合で、滞納者の財産につき強制換価手続が開始されたときなど、滞納者の財産を保全する必要があると認められるとき。

四　その他、前三号に相当する客観的事実があり、速やかに滞納処分等を行わなければならないと認められるとき。

（滞納処分の実施に当たっての留意事項）

第１１条　機構は、滞納処分が、納付義務者の権利及び利益に特に強い影響を及ぼすことに留意し、滞納者に対して、電話、文書及び臨場による納付督励を実施し、滞納者個々の実情をできる限り把握した上で滞納処分を実施しなければならない。

（滞納処分等の実施結果の報告）

第１２条　機構は、滞納処分等を実施したときは、毎月、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第２節　財産の調査

（財産の調査）

第１３条　徴収職員は、滞納処分の実施に当たっては、滞納者が差押えの対象となる財産を所有しているかどうか、更に、滞納者の所有している財産の価額、譲渡性その他において、差し押さえることが適当であるかなどについて調査を行わなければならない。

２　徴収職員は、財産の調査の実施に当たっては、滞納者の真の納付能力を把握するため、帳簿等の確実な調査及び捜索を実施するとともに、金融機関や官公署等に対する調査を実施する場合においても、文書照会にとどまることなく、できる限り調査先に赴いて、深度ある調査を行わなければならない。

３　徴収職員は、財産の調査が滞納処分の対象となる財産の発見のみならず、第４章に規定する滞納処分に関する猶予及び停止等の要件等の調査などを行う上でも重要な手続であることから、当該調査の実施に当たっては、これを適正に執行しなければならない。

（財産の調査の手続）

第１４条　徴収職員は、財産の調査の実施に当たっては、前条の規定のほか、社会保険

法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

第３節　財産の差押え等

（差押えを行う時期）

第１５条　機構は、財産の差押えの実施に当たっては、第１０条第２号に規定する繰上徴収の要件に該当する場合その他の緊急の場合を除き、督促状とは別に差し押さえる旨を滞納者に対して事前に通知しなければならない。

２　機構は、前項の通知をした場合においてもなお自主納付による滞納解消の見込みが認められないときは、速やかに差押えを行わなければならない。

（差押えの手続）

第１６条　機構は、財産の差押えの実施に当たっては、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

２　差押えの対象となる財産は、差押えを行う時において、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

一　財産が日本国内にあること。

二　財産が滞納者に帰属していること。

三　財産が金銭的価値を有していること。

四　財産が譲渡性を有するか又は取立てができるものであること。

五　財産が差押禁止財産でないこと。

（差押財産の選定）

第１７条　差押財産の選定は、徴収職員が次に掲げる事項に留意の上、これを行うものとする。

一　第三者の権利を害することが少ない財産であること。

二　滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること。

三　換価に便利な財産であること。

四　保管又は引揚げに便利な財産であること。

２　差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。

（交付要求の手続）

第１８条　機構は、滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、当該手続を執行した機関に対して交付要求書により交付要求しなければならない。

２　機構は、前項の交付要求の実施に当たっては、社会保険法令等及び準用法令等に基

づき、適正に執行しなければならない。

（参加差押えの手続）

第１９条　機構は、滞納者の財産につき既に滞納処分による差押えがされているときの、当該財産についての交付要求は、交付要求書に代えて参加差押書を滞納処分による差押えをした行政機関等に交付して行うものとする。

２　機構は、前項の参加差押えの実施に当たっては、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

（差押え、交付要求及び参加差押えの解除の手続）

第２０条　機構は、差押え、交付要求及び参加差押えの解除の実施に当たっては、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

第４節　財産の換価

（財産の換価）

第２１条　機構は、差押財産の換価（差押債権の取立てを含む。以下同じ。）は、滞納者にとっては、自己の意思にかかわらず強制的に財産を換価されることになり、また、その財産の上に抵当権、賃借権などを有する権利者にとっては、それらの権利が換価によって消滅することとなるなど、これらの者の権利及び利益に法律上及び事実上の重大な影響を及ぼすことから、次に掲げる事項に留意し、その手続を適正に実施しなければならない。

一　画一的に実施するのではなく、滞納者の個々の実情を踏まえた上で、対象事案を適切に選定すること。

二　可能な限り高価有利に売却するため、公売広報の充実及び買受希望者の利便性の向上を図ることにより、可能な限り多くの人が公売に参加できる環境を整備し、公売市場の拡充に努めること。

（財産の換価の手続）

第２２条　機構は、納付に対する意欲に乏しいと認める滞納者又は換価以外に滞納の解消を図ることが困難と認める滞納者の差押財産については、積極的に公売を実施するものとする。特に、不動産等を差し押さえたまま、滞納が長期化又は処理困難化している事案については、優先的に公売を実施するものとする。

２　機構は、財産の換価の実施に当たっては、前条の規定のほか、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

（配当の手続）

第２３条　機構は、差押財産の売却代金及び債権等の差押えによって第三債務者等から給付を受けた金銭等について、滞納処分費を優先して充当するとともに、他の債権者に配分し、なお残余があるときは、滞納者に交付するものとする。
２　機構は、配当の実施に当たっては、前２条の規定のほか、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

第３章　納付の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止

（納付の猶予）
第２４条　納付の猶予は、災害等納付を困難にする一定の事由が生じた場合に、納付義務者の申請に基づき行うものであり、その実施に当たっては、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

（換価の猶予）
第２５条　換価の猶予は、国税通則法第４６条の規定による納付の猶予を受けている保険料等を除き、財産を直ちに換価することにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合、又は、滞納処分を直ちに執行するより、その執行を一定期間猶予する方が徴収上有利と認められる場合に行うものであり、その実施に当たっては、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

（滞納処分の執行停止）
第２６条　滞納処分の執行停止は、滞納者につき、滞納処分を執行することができる財産がない場合、滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、又は、その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明である場合に行うものであり、その実施に当たっては、社会保険法令等及び準用法令等に基づき、適正に執行しなければならない。

第４章　厚生労働大臣による権限の行使

（権限の行使の求め）
第２７条　機構は、国税滞納処分等の権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、社会保険法令等の規定に基づき、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

第５章　雑則

（文書の的確な表示等）

第２８条　機構は、滞納処分票事跡等の滞納整理関係書類の作成に当たっては、必要な事項を簡潔かつ明確に記載するよう努めなければならない。

（個人情報の適切な管理）

第２９条　機構は、その保有する滞納者等に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（守秘義務）

第３０条　機構の職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（実施に関する事項）

第３１条　この規程に定めるもののほか、機構が行う滞納処分等に関して必要な事項は、要領で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２２年１月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　機構の最初の事業年度及びその次の事業年度においては、第５条第１項に規定する滞納処分等に関する（行動）計画については、同条第１項中「毎事業年度」とあるのは「最初の事業年度及びその次の事業年度を合わせた期間について」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「機構の成立後遅滞なく」と、同条第２項中「毎事業年度」とあるのは「前項の期間」とする。

資料3

日本年金機構の中期目標、中期計画、年度計画について（案）

平成２１年7月２８日

１．日本年金機構の中期目標、中期計画、年度計画について …1
２．中期目標の期間 …2
３．中期目標に定める事項 …2
４．中期計画、年度計画に定める事項 …3

（参考１）平成２１年度において社会保険庁が達成すべき目標 …4
（参考２）平成２１年度社会保険事業計画　項目 …10
関係条文 …12

1　日本年金機構の中期目標、中期計画、年度計画について

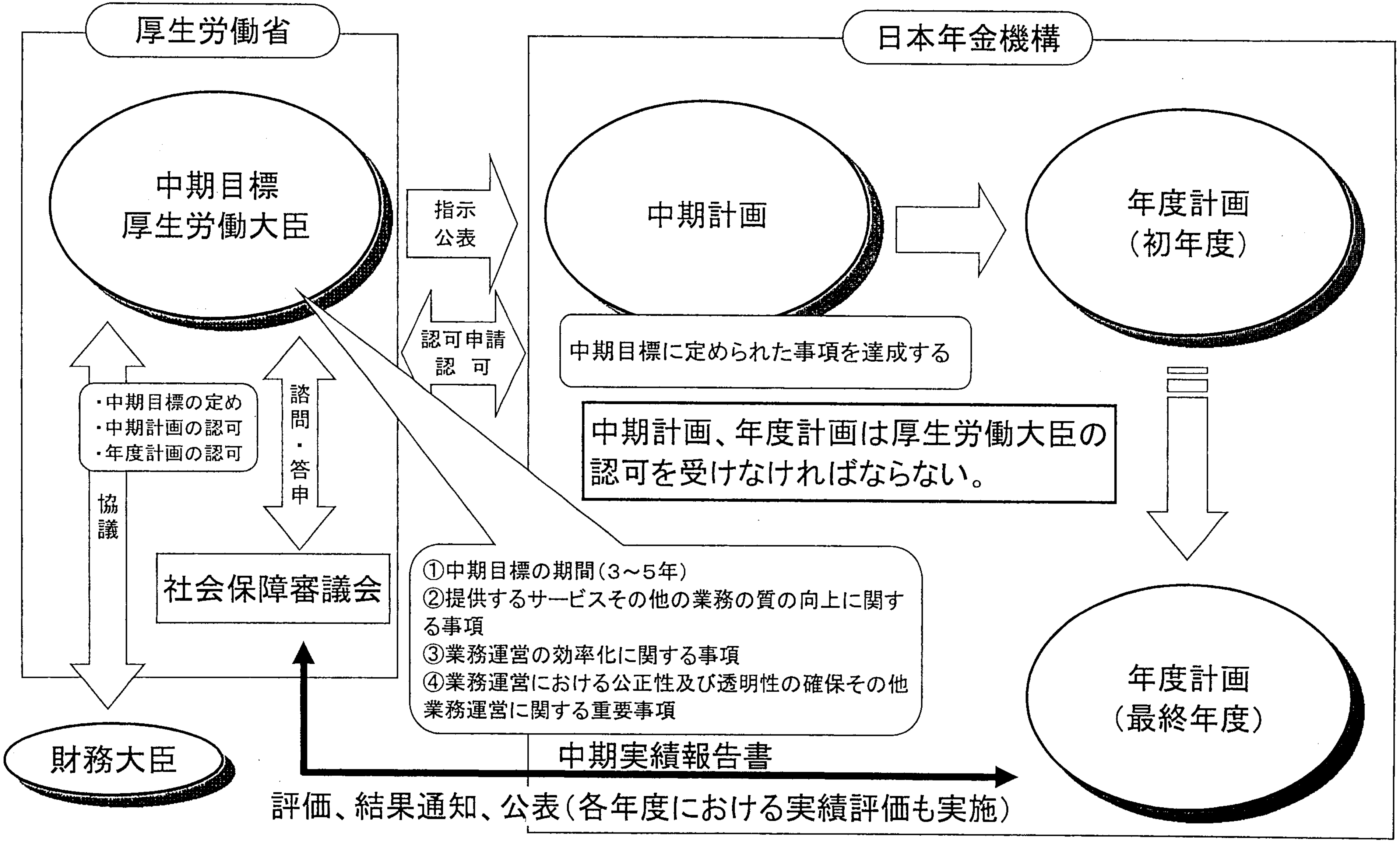

2　中期目標の期間

○　厚生労働大臣が、３年以上５年以下の期間において、日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標を定めることとなっている。

この中期目標の期間については、機構法の立案段階において同法附則第２条に、この法律の施行後３年を目途に検討を行う旨の規定が盛り込まれたことの関係から、３年以上５年以下とされていること、及び事業年度を考慮して、機構設立当初における中期目標の期間は平成２２年１月から平成２５年３月末までの３年３ヶ月とする。

> 日本年金機構法　附則
> （検討）
> 第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3　中期目標に定める事項

○　機構の中期目標に定める事項の骨子案

以下の骨子案は、「平成２１年度において社会保険庁が達成すべき目標」、「平成２１年度社会保険事業計画」、及び「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」の重要事項を踏まえて整理。

①提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- ◆ 年金記録問題への対応に関する事項
- ◆ 適用事務に関する事項（国民年金の適用の適正化、厚生年金保険等の適用の適正化）
- ◆ 保険料等収納事務に関する事項（国民年金保険料の納付率の向上、厚生年金保険等の徴収対策の推進）
- ◆ 給付事務に関する事項
- ◆ 広報、相談等に関する事項（広報活動の推進、国民への情報提供の推進、年金相談の充実）
- ◆ 国民の声を反映させる取組に関する事項
- ◆ 電子申請の推進に関する事項

②業務運営の効率化に関する事項

- ◆ 効率的な業務運営体制に関する事項
- ◆ 運営経費の抑制等に関する事項
- ◆ 外部委託の推進に関する事項
- ◆ 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項
- ◆ その他業務運営の効率化の取組に関する事項

③業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

- ◆ 内部統制システムの構築に関する事項
- ◆ 情報公開の推進に関する事項
- ◆ 人事及び人材の育成に関する事項
- ◆ 個人情報の保護に関する事項

4　中期計画、年度計画に定める事項

○　中期計画は、機構が、厚生労働大臣から指示を受けた中期目標に基づき、中期目標を達成するための計画として定めるもの。

○　同計画においては、①中期目標に定める各事項を達成するためにとるべき措置②予算③収支計画及び資金計画を定めることとされている。

○　年度計画は、機構が、毎事業年度、中期計画に基づき、当該事業年度における業務運営に関する計画として定めるもの。

○　同計画においては、①中期計画に定める各事項についての当該事業年度における取組②予算③収支計画及び資金計画を定めることとされている。

（参考１）

平成２１年度において社会保険庁が達成すべき目標

平成２１年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。

昨年１０月に全国健康保険協会が設立され、健康保険業務が社会保険庁から同協会に移管されたところであり、さらに来年１月には日本年金機構が設立され、年金業務が同機構に移管されることとなる。

平成２１年度（４月～１２月）は、社会保険庁の最後の事業年度であり、同庁は、年金記録問題により損なわれた国民の信頼を回復するため、引き続きこの問題に最優先に取り組む必要がある。

また、最後まで徹底した業務改革、組織改革を進めながら、適用事務、保険料等収納事務、保険給付事務といった社会保険の基本となる各業務を着実に実施していく必要がある。

さらに、これら業務とあわせて、新たに設立される日本年金機構の組織、業務の運営を円滑に行うための準備に取り組むことにより、同機構が、国民の生活の安定を保障する公的年金制度の事業運営を担う組織として、真に国民に信頼される組織に再生するために全力を尽くす必要がある。

達成すべき目標	参考指標等（平成１９年度実績）
１　適用事務に関する事項 （１）国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。	【参考統計】 ・第１号被保険者数　２０，３５３，７５１人 ・第１号資格取得者数　５，４０７，６５６人 ・第１号資格喪失者数　６，２８４，７２４人
（２）年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用促進に取り組むとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。 ○重点加入指導実施事業所数：前年度実績と同程度（期間を考慮して１２分の９）	【参考指標】 ・訪問勧奨実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険　３９，４０７事業所 ・重点加入指導実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険　３，５８３事業所 （平成２０年度上半期　９６６事業所）

	参考指標等（平成１９年度実績）
	【参考指標】

【参考指標】

・事業所調査効果件数

［資格得喪関係］	厚生年金保険：	２３，３８２件
	政府管掌健康保険：	２０，３７３件
［標準報酬月額関係］	厚生年金保険：	３９，３１１件
	政府管掌健康保険：	３７，３２７件

【参考統計】

・新規適用事業所数

厚生年金保険：	７８，４６７事業所
政府管掌健康保険：	７７，０００事業所
船員保険：	１３８事業所

・全被保険者資格喪失事業所数

厚生年金保険：	４０，１２１事業所
政府管掌健康保険：	３９，５９６事業所
船員保険：	１６６事業所

・適用事業所数

厚生年金保険：	１，７１５，５９０事業所
政府管掌健康保険：	１，５８２，０４７事業所
船員保険：	６，１７３事業所

・賞与支払事業所数（年度延数）

厚生年金保険：	１，８９５，２３８事業所
政府管掌健康保険：	１，６０１，４４８事業所
船員保険：	４，０２５事業所

・資格取得被保険者数

厚生年金保険：	７，４２４，６８４人
政府管掌健康保険：	４，９４５，２０６人
船員保険：	２５，４０２人

・資格喪失被保険者数

厚生年金保険：	６，６４２，５６５人
政府管掌健康保険：	４，６３２，２４２人
船員保険	２６，０７６人

・被保険者数

厚生年金保険：	３４，５７０，０９７人
政府管掌健康保険：	１９，８０６，７８８人
船員保険：	６２，８０４人

・被扶養者数

政府管掌健康保険：	１６，４８７，５４１人
船員保険：	９４，６０２人

達成すべき目標	参考指標等（平成１９年度実績）
２　保険料等収納事務に関する事項 （１）国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督励の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。 　平成２１年度においては、平成１５年度から平成１９年度に納付率を８０％とする中期目標に向けて行動計画が実施されてきたがこれが達成されなかったことを踏まえ、現年度分保険料の納付率８０％の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成１９年度分保険料の最終的な納付率について、平成１８年度分保険料の最終的な納付率と同等以上の水準を確保するため、平成２１年１２月までの平成１９年度分保険料の納付率について、前年同期（平成２０年１２月）の平成１８年度分保険料の納付率と同等以上の水準を確保するよう努める。	**【参考指標】** ・催告状発行件数　８２３万件 ・電話納付督励件数　３９３万件 ・戸別訪問件数　１，４３１万件 ・最終催告状発送件数　４０，７２７件 ・保険料納付月数　１１，６０９万月 ・保険料納付対象月数　１８，１５３万月 ・免除件数　３，１４６，２１４件 ・若年者納付猶予件数　３６９，３２５件 ・学生納付特例件数　１，６５７，３３４件 ・督促状送付件数　８，９８０件 ・コンビニ収納件数　８７４万件 ・追納件数　７２８，７４０件
（２）年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。 ○保険料収納率[注)] 　厚生年金保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める 　全国健康保険協会管掌健康保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める 　船員保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める ○口座振替実施率 　厚生年金保険：８４％以上 　全国健康保険協会管掌健康保険：８５％以上 　船員保険：５７％以上 注）上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合	**【参考指標】** ・差押え実施事業所数（実事業所数）　１２，８７９件 ・滞納事業所数　１２３，６５５件 ・労働保険との共通調査事業所数　１，５４５件 ・労働保険との共通滞納事業所選定数　３，１４２件 ・保険料収納率　厚生年金保険：９８．７％ 　政府管掌健康保険：９７．８％ 　船員保険：９３．３％ ・口座振替実施率　厚生年金保険：８３．５％ 　政府管掌健康保険：８４．６％ 　船員保険：５６．１％

達成すべき目標	参考指標等（平成１９年度実績）
3　保険給付事務に関する事項 （1）年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。 ○　請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。 老齢基礎・老齢厚生年金：２か月以内 （加入状況の再確認を要しない方は、１か月以内） 遺族基礎・遺族厚生年金：２か月以内 （加入状況の再確認を要しない方は、１か月以内） 障害基礎年金：３か月以内 障害厚生年金：３か月半以内	【参考指標】 ・新規裁定者あてパンフレット送付件数　２，３６６，９３２部 【参考統計】 ・年金給付費　基礎年金（国民年金）：１６兆1，４８１億円 厚生年金：２２兆3，１７９億円 ・年金受給権者数　基礎年金（国民年金）：２６，３８７，４２１人 厚生年金：２７，５０１，９８５人 船員保険（新法）：２，２１２人 ・新規裁定受給権者数　基礎年金（国民年金）：５９５，６５２人 厚生年金：２，０１７，２０２人 船員保険（新法）：７５人
（2）船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。 ○　請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。 傷病手当金　：３週間以内 出産手当金　：３週間以内 出産育児一時金　：３週間以内 家族出産育児一時金　：３週間以内 葬祭料　：３週間以内 家族葬祭料　：３週間以内	【参考統計】 ・現金給付費　船員保険：５３億円 ・被保険者１人当たり支給日数（傷病手当金） 船員保険：６．５０日

達成すべき目標	参考指標等（平成１９年度実績）
4　年金記録問題への対応 （1）年金記録問題への対応については、国民の視点に立って、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成１９年７月５日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ）等に基づき、基礎年金番号への記録の統合、コンピュータ記録と紙台帳の突合せ、標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応等を着実に実施し、日本年金機構へ円滑に移行する。	

達成すべき目標	参考指標等（平成１９年度実績）
５　社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項 （１）社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。	

達成すべき目標	参考指標等（平成１９年度実績）
６　広報、情報公開、相談等に関する事項 （１）社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。 ○生徒に対する年金セミナーの実施率（中学・高校生対象）：前年同期以上	【参考指標】 ・ホームページアクセス数　１億１，７５５万件 ・年金セミナー　中学・高校生対象　２８．３％ 大学生対象　２８セミナー
（２）被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。ねんきんダイヤル応答率については前年度以上となるよう努める。	【参考指標】 ・ねんきんダイヤル応答率　４４．９％ ・年金相談者数（来訪相談者数）　１０，７７７，１１５人 ・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数　１８６，７８６件 ・年金加入状況の通知件数　１１，３６６，０６９件
（３）個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。 ○個人情報保護研修受研率：１００％	【参考指標】 ・個人情報保護研修受研率　１００％ （平成２０年度上半期　４２％） ・レセプト開示件数　６，４４８件 ・情報公開法に基づく開示請求件数　本庁分：　７７件 地方分：　８，６２９件

達成すべき目標	参考指標等（平成１９年度実績）
７　保健事業及び福祉施設事業に関する事項 （１）船員保険事業における効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。	【参考指標】 ・被保険者１人当たりレセプト点検効果額 船員保険（資格点検）　６，５７４円

○被保険者１人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く） 船　員　保　険：内容点検　983円以上 外傷点検　591円以上	・医療費通知件数　船員保険：　６０，０３５件 ・求償件数　船員保険：　３８９件 ・求償決定額　船員保険：　４２，０１６，００８円 ・レセプト点検効果額総額（船員保険） 内容点検　８２，３５９千円 外傷点検　４９，４８３千円 資格点検　４１３，０７１千円 **【参考統計】** ・医療給付費　船員保険：　２０３億円
（２）船員保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。 特に、平成２０年４月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴う特定健康診査・特定保健指導を引き続き実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業及び被扶養者に対する健診事業を効果的に実施し、それらの健診結果等に基づく特定保健指導等を適切かつ効率的に実施する。 平成２１年度においては、特定健康診査等基本方針で定める実施率（平成２４年度において特定健康診査７０％、特定保健指導４５％）の達成に向けて、特定健康診査４２．５％以上（被保険者・一般健診）、特定保健指導２６．２％以上（被保険者）が達成できるよう、効果的な取組を推進する。	**【参考指標】** ・健診実施者数 船員保険（４０歳以上被保険者）　１４，８０５人
（３）社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。	

（参考2）

平成21年度社会保険事業計画　項目

Ⅰ．事業運営方針

Ⅱ．実施計画

1．年金記録問題への対応

（１）基礎年金番号への記録の統合関係

（２）コンピュータ記録と紙台帳の突き合せ

（３）標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応

（４）その他

2．適用事務に関する事項

（１）国民年金の適用の適正化

（２）厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化

3．保険料等収納事務に関する事項

（１）国民年金の収納率の向上

（２）厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

4．保険給付事務に関する事項

（１）年金給付の的確な実施

（２）船員保険の現金給付の適正化

5. 社会保険オンラインシステムの見直し

6. 広報、情報公開、相談等に関する事項

（1） 広報活動の推進

（2） 年金相談等の充実に関する事項

（3） 個人情報の保護及び情報の公開

7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

（1） 船員保険の医療費の適正化

（2） 船員保険の保健事業の実施

（3） 保健・福祉施設事業の実施

8. 業務全般に関する事項

（1） 国民サービスの向上

（2） 予算執行の透明化

（3） 組織の改革

9. 船員保険業務の全国健康保険協会への移行に関する事項

10. 日本年金機構の設立準備等に関する事項

【関係条文】

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）～抜粋～

（役員の解任）

第十六条　厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

２（略）

３　前項に規定するもののほか、厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため機構の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

４・５（略）

（役員の報酬等）

第二十一条　役員に対する報酬及び退職手当（以下この条において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

２　機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

３　前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員の報酬等、機構の業務の実績、第三十四条第二項第四号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

４・５（略）

（職員の給与等）

第二十二条　職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

２　機構は、職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

３　前項の給与及び退職手当の支給の基準は、機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

（中期目標）

第三十三条　厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　中期目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

　一　中期目標の期間（前項の期間の範囲内で厚生労働大臣が定める期間をいう。第三十七条第一項において同じ。）

　二　提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

　三　業務運営の効率化に関する事項

　四　業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

（中期計画）
第三十四条　機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条及び次条において「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
２　中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
二　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
三　業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置
四　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
３　厚生労働大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
（年度計画）
第三十五条　機構は、毎事業年度、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度における同条第二項各号に掲げる事項についての業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）
第三十六条　厚生労働大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。
２　厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。
（中期目標に係る業務の実績に関する評価）
第三十七条　機構は、中期目標の期間の終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標の達成状況に関する報告書（第五十一条第一項第六号及び第五十九条第六号において「中期実績報告書」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。
２　厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。
３　厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。
（業務改善命令）
第四十九条　厚生労働大臣は、第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価の結果必要があると認めるとき、その他機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
２　厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（業務運営に関する情報の公表）
第五十一条　機構は、次に掲げる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
一～三（略）
四　第二十六条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条の規定による認可を受けたとき。
五・六（略）
２（略）
（社会保障審議会への諮問）
第五十二条　厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。
一　第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
二　第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価を行おうとするとき。
三　第四十九条第一項の規定による命令をしようとするとき。
（財務大臣との協議）
第五十三条　厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。
一　第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
二　第三十四条第一項、第三十五条、第四十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条の規定による認可をしようとするとき。
第五十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一～四（略）
五　第三十四条第三項、第四十九条第一項又は第五十条第一項の規定による厚生労働大臣の命令に違反したとき。
六～八（略）

附　則
（検討）
第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
（社会保障審議会への諮問等）
第六条　厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても社会保障審議会に諮問すること及び財務大臣との協議を行うことができる。
（年度計画に関する経過措置）
第十七条　機構の最初の事業年度の第三十五条に規定する業務運営に関する計画については、同条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

【　参考：設立委員関係　】

（設立委員等）
第五条　厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。
２　設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならない。
３　設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
４　前項の規定によりした厚生労働大臣の認可は、厚生労働省令で定めるところにより施行日において、第二十六条第一項、第三十二条第一項その他の厚生労働省令で定める規定によりした厚生労働大臣の認可とみなす。
５　設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

参考資料

日本年金機構の愛称及びシンボルマークについて

１．公募の状況

公的年金制度の運営業務は、現在、国（社会保険庁）が担っているが、公的年金制度の適正な事業運営と国民の信頼を確保するため、平成２２年１月以降は日本年金機構が担うこととなる。

この年金事業の運営業務を担う日本年金機構について、広く国民の皆様に知っていただくとともに、公的年金制度への理解と信頼を深め、より身近なものとしていただくため、日本年金機構にふさわしい愛称及びシンボルマークを公募した。

〔応募状況〕

○ 愛称：７５９点、シンボルマーク：５６２点

２．選考結果等

(1)　日本年金機構設立委員３名（うち１名は日本年金機構理事長予定者）及び外部有識者１名からなる選考委員会を開催（平成２１年６月２５日）し、日本年金機構の愛称及びシンボルマークを別添のとおり選考した。

(2)　選考の結果、残念ながら愛称については最優秀作品の該当作品がなく、シンボルマークについては下記の作品を最優秀作品として選定し、今後、日本年金機構のシンボルマークとしてホームページ、パンフレット等において、公的年金制度及び日本年金機構の周知・広報に広く活用していく。

	作　　品	応募者
愛　　称	該当なし	―
シンボルマーク		酒井正中さん（兵庫県）
	〔選定の理由〕 国民の皆様が見てわかりやすいマークとするため、英語をモチーフとしたものを避け、特に受給者世代を含め、幅広い世代の方々に親しみやすいものとした。作品は、年金の「年」の一文字をシンプルに表し、日本的であるとともに、文字を楕円で表現したところが、斬新、かつ現代的な感覚が感じられる。	

（別　添）

選考結果について

〔愛　称（キャッチフレーズ）〕

	作　　　　　品	応　募　者
最優秀作品	該当なし	－
佳　作作品	つなＧＯ！	山本　宏さん （愛知県）

〔シンボルマーク〕

<table>
<tr><th></th><th>作　　　　　品</th><th>応　募　者</th></tr>
<tr><td rowspan="2">最優秀作品</td><td> </td><td>酒井正中さん
（兵庫県）</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔作品の説明〕
日本国民の公的年金を運営する組織であることを、「日の丸」の上に「年金」の「年」の一文字をシンボライズすることで簡潔に表現。全ての楕円とその重なりは、新たに発足する組織の透明性をイメージしています。老若男女を問わず広く親しまれる分かりやすいシンボルマークを目指した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">佳　作作品</td><td>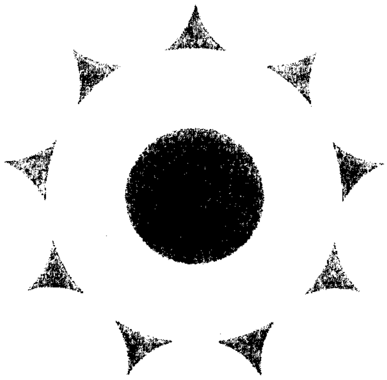</td><td>浅山卓征さん
（静岡県）</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔作品の説明〕
年金は生活を守る象徴であり拠り所であるという意味から生命を守り育む「太陽」をイメージして制作。</td></tr>
</table>

（参　考）

選考委員会委員名簿

	青　葉　益　輝	(社)日本グラフィックデザイナー協会副会長
	大　熊　由紀子	国際医療福祉大学大学院教授 日本年金機構設立委員会委員
○	紀　陸　　　孝	東京経営者協会専務理事 日本年金機構設立委員会委員 （日本年金機構の理事長となるべき者）
	長　沼　　　明	埼玉県志木市長 日本年金機構設立委員会委員

※「○」は委員長　　　　　（五十音順、敬称略）